

地域密着型通所介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業者名	デイサービス ゆかり
所在地	神奈川県相模原市南区相南4丁目1番10号
事業者指定番号	1472604311
連絡先	TEL 042-767-2520 FAX 042-746-2370
管理者	中川 由香里
サービス提供地域	相模原市南区（大野台、北里、若松、上鶴間本町を除く）

2. 事業者の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	管理業務及び生活相談員業務	1名以上
生活相談員	生活相談業務及び通所介護業務	4名以上 常勤 1名 非常勤 3名
看護職員	看護業務	2名以上 非常勤 2名
介護職員	介護業務	6名以上 常勤 1名 非常勤 4名
機能訓練指導員	機能訓練業務	3名以上 非常勤 3名
調理員	調理業務	2名以上 非常勤 2名
事務担当職員	事務業務	1名以上 非常勤 1名

3. 業務時間

区 分	月曜日～土曜日、祝日	日曜日
営業時間 (サービス提供時間)	8:30～17:30 (9:30～16:40)	休み

(注) 年末年始(12/29～1/3)は「休日」の扱いとなります。

4. サービス内容

- 1) 「地域密着型通所介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、予防ならびに機能訓練を行うサービスです。
- 2) 事業者は、ケアプランに添った地域密着型通所サービスを提供します。
- 3) サービス提供にあたっては、「地域密着型通所介護計画」に沿って計画的に提供します。また、機能回復訓練は利用者個々の能力に合わせ専門スタッフが作成した計画に添って実施いたします。
- 4) サービス従事者に関する禁止事項等
 - ・サービス従事者に対する贈り物等の物品の授受、茶菓等の接待はご遠慮させていただきます。

5. サービス利用料及び利用者負担

1) 介護報酬に係る費用（利用者1割負担分）

項 目	金 額	内 容 の 説 明
① 基本額	要介護1 794円	7時間以上8時間未満のサービス提供に対する1回あたりの料金
	要介護2 938円	
	要介護3 1088円	
	要介護4 1235円	
	要介護5 1383円	
② 加算額	入浴加算Ⅰ 43円	1回の料金
	個別機能訓練加算Ⅰイ 59円	1回の料金
③介護職員処遇改善加算Ⅱ		上記利用料金に加算率9.0%が掛かります

*利用者2割負担額は上記金額の2倍、3割負担額は上記金額の3倍となります。利用料金表別紙とする。

2) 運営基準で定められた「その他の費用」

項目	金額	内容の説明
①食材料費	800円	1日の料金
②オムツ代	アテント型オムツ 200円	利用者の希望で提供した場合（持参した場合は無料）
	パンツ型オムツ 150円	
	パット 50円	
③その他日常生活費	実費	利用者の希望で提供したサークル活動材料費 処置衛生用品費

6. キャンセルについて

1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話） 042-767-2520

2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。なお、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は当日でもかまいません。

3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日17時以降 並びに当日キャンセル	500円	食材費

7. 利用者負担金の支払い方法について

1) 利用者負担金は、以下の方法によりお支払いいただきますようお願いします。

① 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落としいたします。）

2) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合については記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割、8割、7割）を請求することになります。

8. 個人情報保護、秘密保持について

- 1) 業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。
- 3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。
- 4) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に病状その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて応急手当を行うと共に、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援者等へ連絡をいたします。

10. 事故発生時の対応について

- 1) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係者等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 2) 利用者に対するサービスの提供等により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

11. 身体拘束の禁止について

- 1) サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。
- 2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとします。
また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
 - ・緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
 - ・非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
 - ・一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2. 人権擁護・虐待防止について

- 1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

虐待防止に関する責任者	管理者 中川由香里
-------------	-----------

1 3. 非常災害対策

- 1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する責任者	管理者 中川由香里
-------------	-----------

- 2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- 3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 9月・3月）

1 4. 衛生管理・感染症の発生対策

- 1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2) 指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 5. 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6. 地域との連携について

- 1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- 2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言い

ます。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。

- 3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

17. 相談窓口、苦情対応

- サービスに対する相談・苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号	042-767-2520
	FAX 番号	042-746-2370
	相談員	中川 由香里
	利用時間	営業時間内

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

相模原市福祉基盤課 相談窓口	所在地	相模原市中央2-11-15 市役所本館4階
	電話番号	042-769-9226
	FAX 番号	042-759-4395
	利用時間	8:30～17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区南町27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	9:00～17:00

18. その他

- 1) 事業所は、従業員の資質向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備します。
- ・採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ・定期研修 年6回以上
- 2) 悪天候（降雪・台風等、公共の交通機関に支障をきたすような天候不順）、災害等、送迎が困難とみられる場合は、利用者や家族に事前に連絡のうえ、サービス中止させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 3) サービスの第三者評価の実施状況について
当事業所は第三者の観点から評価を行っていません。

19. 法人の概要

- 1) 法人名 株式会社 安心生活介護研究所
- 2) 法人所在地 神奈川県相模原市南区相南4丁目1番10号
- 3) 電話番号 042-767-2520
FAX 番号 042-746-2370
- 4) 併設業務 日常生活支援事業第1号通所介護事業（通所介護現行サービス）
指定居宅介護支援事業
- 5) 代表者名 代表取締役 中川 由香里
- 6) 設立年月日 平成20年8月22日

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

地域密着型通所介護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業所) 所 在 地 神奈川県相模原市南区相南4丁目1番10号

株式会社安心生活介護研究所

事業者名 デイサービス ゆかり

説 明 者

地域密着型通所介護サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。

(利用者) 住 所 相模原市南区

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名 (続柄)